

公益財団法人日本オリンピック委員会 アスリート委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款第45条の規定に基づいて、この委員会を設ける。

第2条 この委員会は、アスリート委員会（以下「委員会」という。）という。

第 2 章 審 議 事 項

第3条 委員会は、次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- （1）選手強化、オリンピック・ムーブメントの推進その他の本会の事業の執行におけるアスリートの関与に関すること
- （2）クリーンなアスリートを守り、支援する活動に関すること
- （3）本会加盟団体のアスリート委員会との連携及び連絡調整に関すること
- （4）国際オリンピック委員会、アジア・オリンピック評議会、各国・地域オリンピック委員会等の各アスリート委員会等との連携及び連絡調整に関すること
- （5）アスリートの権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、紛争解決手続についての理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な活動に関すること
- （6）その他関連する事業に関すること

第 3 章 委 員

第4条 委員会は、委員5名以上15名以内で組織する。

2 委員は、理事会において次の各号の一に該当する者の中から選任する。

- （1）オリンピック競技大会に日本代表選手として参加した又は参加する者の選挙によって選出された者（以下「選出委員」という。）
- （2）国際オリンピック委員会アスリート委員会委員、アジア・オリンピック評議会アスリート委員会委員、その他アスリートの意見を代表すると認められる者として指名されたもの（以下「指名委員」という。）

3 アンチ・ドーピング規程違反により制裁を受けたことがある者は、委員となることができない。

4 第2項に規定する選出委員の選挙の手続については、別に定めるところによる。

- 5 委員の過半数は、選出委員でなければならない。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 前項に規定する委員長は、選出委員でなければならない。
- 8 委員会は、あらかじめ、選出委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する副委員長を2名以内定めておかなければならない。

第 4 章 任 期

- 第5条 選出委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、補欠として選任された選出委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 2 指名委員の任期は理事と同一とする。
 - 3 委員長及び副委員長の任期は理事と同一とする。
 - 4 この規程で定めた委員の員数が欠けた場合又は選出委員が委員の過半数に達しなくなった場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

第 5 章 委 員 会

- 第6条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。
- 2 委員会の決議は、構成委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 3 本会会長、副会長、専務理事、選手強化本部本部長、総務本部長及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 委員長が必要と認めたときは、委員会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

- 第7条 委員会が必要と認めたときは、分科会を設けることができる。

第 6 章 規 程 の 変 更

- 第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員

会の終結の時から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成29年3月28日から施行する。

- 2 この規程を施行するために必要な規程及び規則の制定又は変更、第4条第2項第1号による選挙その他の行為は、この規定の施行日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行後最初の選出委員の定数は6名以内とする。
- 4 この規程の施行後最初の選出委員の任期は別に定める。
- 5 平成29年に選任された選出委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。(令和2年7月9日本項追加)
- 6 平成30年に選定された委員長及び副委員長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。(令和2年7月9日本項追加)
- 7 令和4年に選任された選出委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。
- 8 この規則は、令和3年4月27日から施行する。